

かんせつ わほう れい しょうろんぶん  
 間接話法の例2 (小論文)

たばこについて、ある人は健康によくないことがわかっているのだから法律で禁止すべきだと言う。またある人はたばこを吸うのは個人の自由なのだから法律で禁止できないと思うと言う。両者の意見について考え、解決策を検討しよう。

law prohibition  
 ほうりつ きんし

individual freedom  
 じぶん じゆう

りょうしや いけん  
 pair opinion

かいけつさく けんとう  
 settlement consideration  
 plan

ちよくせつ わほう ひとむかひ  
 直接話法から間接話法へ

直接話法	間接話法
「 」と…。	～と…。
「間投詞 (さあ、ああ など)」がある 「終助詞 (ね、よ、など)」がある	間投詞はない 終助詞はない
「丁寧体・普通体」 「～てください」「～ないてください」 「命令形・禁止の命令形」 「質問の文」	普通形 ～てほしい ～ないでほしい ～ように ～ないように ～かどうか 疑問詞～か

interjection  
 sent. ending particles  
 imperative

it/  
 whether (or not)

what  
 what kind of

練習 2-1

例のように間接話法を使った文にしてください。

例 田中「近くにポストがありますか。」

交番の人「はい。駅の前にあります。」 (質問の文)

→田中さんは交番の人に近くに ポストがあるかどうか 聞いた。交番の人は 駅の前にある と答えた。

1. 山田「映画、おもしろかった？」

中山「ううん、つま(ん)なかった。」

→山田さんは中山さんに映画が おもしろい(か)どうか 聞いた。中山さんは つま(ん)なかった と答えた。